

(総合評価) 京都市中央卸売市場第一市場整備工事
ただし、新青果棟(仮称)第2期建築主体その他工事
に係る総合評価落札方式(特別簡易型)落札者決定基準

令和8年3月

京都市都市計画局

第1 総則

本工事は、建築物及び建築設備の品質確保・向上を図るために、優秀な施工能力及び豊富な施工経験に基づいた施工技術等（以下「技術提案」という。）が求められるため、入札においては、技術提案の内容等を取りまとめた書面（以下「技術提案書」という。）と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する必要がある。

そのため、本工事は、総合評価落札方式により落札者を決定するものであり、本書は、そのための技術提案書の作成方法を含めた、落札者決定基準を定めるものである。

第2 落札者決定の方法等

1 落札者決定の手順

別紙1「落札者決定のフロー図」による。

2 技術提案書の提出

入札参加者は、京都市（以下「本市」という。）が定めた様式に基づき技術提案書を作成し、提出期限までに提出しなければならない。

- (1) 提出期限 令和8年5月27日（水）17時まで
- (2) 提出先 京都市行財政局管財契約部契約課
- (3) 提出部数 原本を1部のみ

3 設計図書及び落札者決定基準に関する質問

設計図書及び落札者決定基準に関して質問がある場合には、入札公告に従い、「設計図書及び落札者決定基準に関する質問書兼回答書」を提出すること。

また、質問に対する回答は、本市契約課ホームページにて行う。

4 技術提案書の評価

入札参加者から提出された技術提案書は、「第4 技術提案書の評価等」に定める基準に基づき評価を行う。

5 落札者決定の方法

- (1) 次の要件に該当する入札参加者のうち、入札価格及び技術提案書の評価結果に基づき、必要に応じて学識経験者の意見聴取を行ったうえで、算出した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

（落札者決定要件）

- ア 提出期日までに記載漏れのない技術提案書を提出していること。ただし、「第3 技術提案書等について」の「3 技術提案書の訂正等」に該当する場合はこの限りでない。
 - イ 技術提案書において、「第3 技術提案書等について」の「4 技術提案書の欠格事項」の各号に該当しないこと。
 - ウ 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) (1)において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、抽選により落札者を決定する。
 - (3) 落札者となるべき者が以下のいずれかに該当する場合は、その者以外で総合評価点の最も高い者を落札者とする。
 - ア 入札価格が当該契約の内容に適合した履行をできないおそれがある価格と認められるとき。
 - イ 契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

第3 技術提案書等について

1 技術提案書の作成における注意事項

- (1) 技術提案書は下記書類からなるものとし、それぞれ別綴じで提出すること。また、それぞれの書類に表紙を設ける場合やファイル綴じとする場合には、表紙に下記書類名称を明記すること。

ア 本編

本書で定める様式1から様式9までの書類のみを綴じる

イ 証明資料

本書で定める様式2から様式9までの書類に記載した内容を証明するための書類を綴じる。(ただし、様式3及び様式8については、証明資料の提出は不要とする。)

なお、証明資料に綴じる証明のための資料は、本書で定めるとの様式に対する証明資料であるかが判別できるよう工夫すること。

- (2) 明らかな記入漏れがある技術提案書については、その提出を受付けない。
(3) 技術提案書は、各様式に記載の注意事項に従い作成すること。
(4) 本編及び証明資料のそれぞれにおいて、通しページ番号を付すこと(本編については、様式1を1ページ目とする)。

なお、ページ番号は本編及び証明資料のそれぞれの総ページ数が分かるような記載とすること。(記載例：ページ数／本編又は証明資料の総ページ数)

- (5) 技術提案書の評価は匿名で行うことを考慮し、本編に綴じる書類については企業名やロゴ等の入札参加者が特定できる記載を行わないこと。ただし、特許工法の工法名等を明記しなければ適正な評価が受けられないと入札参加者が判断したものについては記載してもよい。

なお、この場合においても、本市において評価に際して匿名性を確保するために抹消しても支障がないと判断した場合には、本市において抹消したうえで評価を行うことがある。

(様式1及び様式7については、企業名を記載するものとし、本市において企業名を抹消したうえで評価する。)

- (6) 公共工事・業務実績情報システム(コリンズ・テクリス)における工事实績情報システム(以下「コリンズ」という。)の写し以外の書類を施工実績の証明資料として添付する場合は、技術提案書の記載内容が確認できる必要最小限の枚数とすることとし、該当箇所を下線等により、明らかにすること。

2 技術提案書の記載事項

技術提案書は、別紙2「技術提案書に関する評価基準と加算点の配点」に示す評価項目ごとに、以下に記載する内容に留意し作成すること。また、本工事に係る設計図書の内容を十分に理解した上で記載すること。

(1) 技術提案書提出書（技術提案書の提出に際しての誓約書）（様式1）

(2) 企業の施工能力

ア 施工実績（様式2）

(ア) 平成23年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。ただし、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づくPFI事業（以下「PFI事業」という。）であって、特別目的会社又は共同企業体（以下「SPC等」という。）と工事請負契約を締結した場合は元請として契約したものとみなす。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の施工実績を評価するため、当該実績を記載する。

(イ) 企業の施工実績の評価に係る同種工事とは延べ面積60,000㎡以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築工事は、当該部分の延べ面積が60,000㎡以上のものに限る。）を示し、類似工事とは延べ面積30,000㎡以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築工事は、当該部分の延べ面積が30,000㎡以上のものに限る。）を示す。

なお、複数棟を施工した工事の場合や、新築工事又は増築工事の組合せの工事の場合（いずれも1件の工事として契約したものに限る。）の延べ面積は、それぞれの合計としてもよい。

(ロ) 評価の対象となる施工実績を証明するため、コリンズの写しを提出すること。また、当該実績の対象施設の規模や構造、施工内容等の詳細について確認するため、当該実績の工事請負契約書や設計図書等の写しを提出すること。（当該実績が本市発注工事の場合でも提出すること。）コリンズで確認できない内容がある場合は、工事請負契約書や設計図書等により確認できるものとする。

なお、工事請負契約書や設計図書等の写しについては、技術提案書の記載内容が確認できる必要最小限の枚数とし、該当箇所を下線等により、明らかにすること。

(ハ) 本工事の共同企業体（以下「JV」という。）の代表者の実績のみを評価する。

(ニ) 過去の施工実績が甲型共同企業体（以下「甲型JV」という。）として施工したものである場合は、評価対象となる企業が代表者（出資比率は問わない。）として施工した実績を評価する。

(ホ) 過去の施工実績が乙型共同企業体（以下「乙型JV」という。）として施工したものである場合は、評価対象となる企業が代表者又は構成員として施工した分担工事の実績を評価する。

- (キ) 過去の施工実績が甲型 J V 若しくは乙型 J V で施工したものである場合は、当該工事の J V 協定書の写しを提出すること。
- (ク) 過去の施工実績が P F I 事業の場合は、P F I 事業の発注者と S P C 等との契約書の写しを提出すること。また、S P C 等と本工事の入札参加者（J V の場合は J V の代表者）が契約していることを示す工事請負契約書等の写しを提出すること。

イ 若手技術者の活用（若手技術者の配置）（様式 3）

- (ア) 本工事における若手技術者（現場配置時点において満 40 歳以下で、監理（主任）技術者及び現場代理人以外の担当技術者）の配置人数を評価するため、配置する若手技術者の人数を記載する。
- (イ) J V の代表者及び構成員の若手技術者について評価する。
- (ウ) 配置する若手技術者は、常勤の自社社員であり、かつ現場配置時点において引き続き 3 か月以上の雇用関係があることとする。なお、工事期間中、提案した人数を常時配置していれば、配置する若手技術者の交代は可能とする。交代の時期は工事の工程上一定の区切りと認められる時点とするなど、若手技術者の育成に必要と認められる期間を配置すること。
- (エ) 入札参加者は、本工事の落札者となった場合には、本工事では若手技術者を配置する期間のみについて、配置する若手技術者をコリンズに登録すること。

(3) 監理技術者の能力

ア 施工実績（様式 4）

- (ア) 平成 23 年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。ただし、P F I 事業であって、S P C 等と工事請負契約を締結した場合は元請として契約したものとみなす。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の工事において、監理技術者の建設業法に規定する監理技術者として従事した同種又は類似工事の施工実績を評価するため、当該実績を記載する。
- (イ) 監理技術者の施工実績の評価に係る同種工事とは、延べ面積 30,000 m² 以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築工事は、当該部分の延べ面積が 30,000 m² 以上のものに限る。）を示し、類似工事とは、延べ面積 15,000 m² 以上の建築物の新築工事又は増築工事（増築工事は、当該部分の延べ面積が 15,000 m² 以上のものに限る。）を示す。なお、複数棟を施工した工事の場合や、新築工事又は増築工事の組合せの工事の場合（いずれも 1 件の工事として契約したものに限る。）の延べ面積は、それぞれの合計としてもよい。
- (ウ) 評価の対象となる施工実績を証明するため、コリンズの写しを提出すること。また、当該実績の対象施設の規模や構造、施工内容等の詳細について確認するため、当該実績の工事請負契約書や設計図書等の写しを提出すること。（当該

実績が本市発注工事の場合でも提出すること。) コリンズで確認できない内容がある場合は、工事請負契約書や設計図書等により確認できるものとし、評価対象となる監理技術者が当該工事の監理技術者として、契約工期の全期間に従事したことが確認できる以下の書類のいずれかを提出すること。

- ・ 建設業法第24条の8第1項に規定する施工体制台帳のうち、監理技術者として、契約工期の全期間に従事したことを確認できる部分の写し
- ・ 発注者からの証明書(ただし、工事名及び発注者の代表印の押印があるものに限る。なお、記載内容について、本市から発注者に対し問い合わせることがある。)

また、過去の施工実績がPFI事業の場合は、PFI事業の発注者とSPC等との契約書の写しを提出すること。また、SPC等と本工事の入札参加者(JV場合はJVの代表者)が契約していることを示す工事請負契約書等の写しを提出すること。

なお、工事請負契約書や設計図書等の写しについては、技術提案書の記載内容が確認できる必要最小限の枚数とし、該当箇所を下線等により、明らかにすること。

- (エ) JVの代表者の監理技術者が監理技術者として従事した工事の実績のみを評価する。
- (オ) 過去の施工実績が甲型JVとして施工したものについては、評価対象となる監理技術者がJVの代表者(出資比率は問わない。)の監理技術者として従事した実績を評価する。
- (カ) 過去の施工実績が乙型JVで施工したものについては、評価対象となる監理技術者が、代表者又は構成員として施工した分担工事において、監理技術者として従事した実績を評価する。
- (キ) 過去の施工実績が甲型JV若しくは乙型JVで施工したものの場合は、当該工事のJV協定書の写しを提出すること。
- (ク) 入札公告に基づき、複数名の技術者を配置予定技術者の候補として申請した場合は、配置予定技術者に係る加算点の合計点が最も低い者の点数を採用する。
- (ケ) 監理技術者として、契約工期の全期間に従事していた場合に、施工実績として評価する。ただし、PFI事業等(設計・施工一括発注方式など設計と施工が一元化された契約・事業も含む)による施工実績を評価する場合は、当該PFI事業等のうち建設工事の全期間に従事していた場合に評価を行うものとする。

イ 技術者の継続教育(CPD)(様式5)

- (7) 実績証明書を発行する団体の年間推奨取得単位数に占める1年間の取得単位数(単位取得率)で評価する。
- (イ) 評価の対象となる技術者は、監理技術者とする。

(ケ) 対象となるCPDは、以下の団体等（以下「証明団体」という。）が証明するCPDとする。

なお、建築又は建築設備の分野分類の区分にかかわらず、評価の対象とする。

- 建築CPD運営会議^{※1}
- 建築設備士関係団体CPD協議会^{※2}
- (公財) 建築技術教育普及センター
- (公社) 日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会
- (一財) 建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局）
- (公社) 空気調和・衛生工学会
- (一社) 建築設備技術者協会

※1：建築CPD運営会議

学識経験者、国土交通省、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）、(公社) 日本建築士会連合会、(一社) 日本建築士事務所協会連合会、(公社) 日本建築家協会、(一社) 日本建設業連合会、(一社) 日本建築学会、建築設備士関係団体CPD協議会、(一社) 日本建築構造技術者協会、(一財) 建設業振興基金で構成

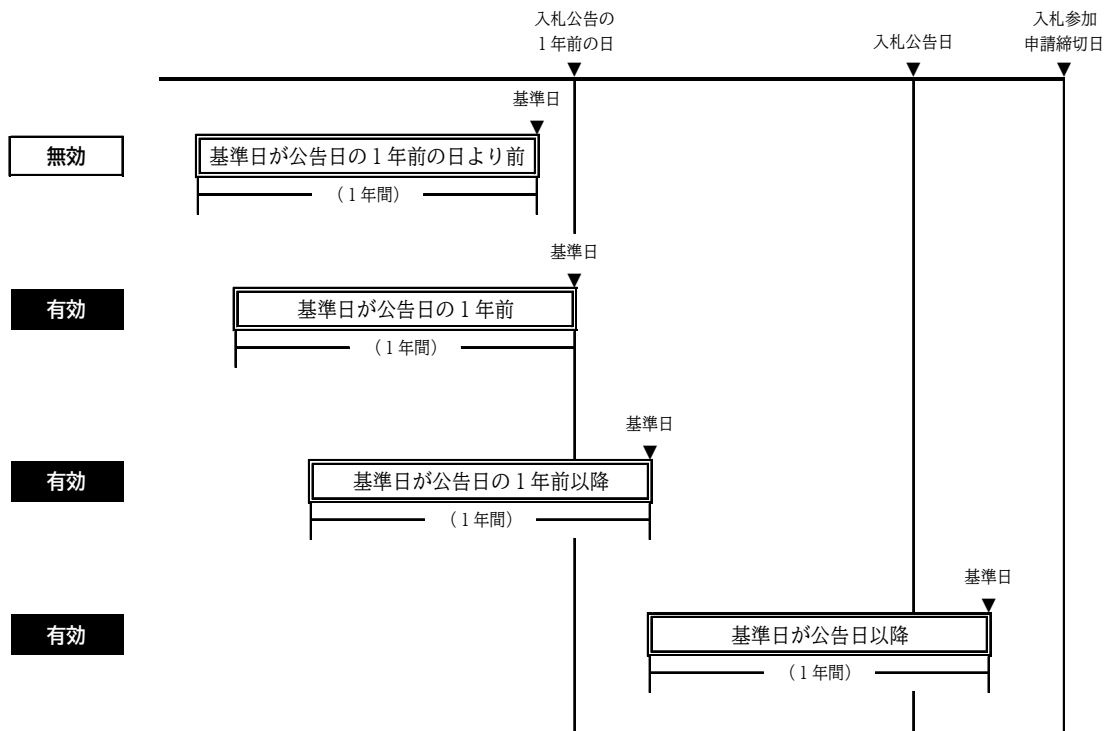
※2：建築設備士関係団体CPD協議会

(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター（事務局）で構成

- (エ) 証明団体が発行する実績証明書の写しを提出すること。
- (オ) 各証明団体において、評価に用いる年間推奨取得単位数は下記のとおりとする。

| 証明団体名称 | 年間推奨取得単位数 |
|--------------------------------------|-----------|
| 建築CPD運営会議 | 12単位 |
| 建築設備士関係団体CPD協議会 (公財) 建築技術教育普及センター | |
| (公社) 日本建築士会連合会に加盟する各都道府県建築士会 | 12単位 |
| (一財) 建設業振興基金（建築・設備施工管理CPD制度事務局） | 12CPD単位 |
| (公社) 空気調和・衛生工学会 | 50ポイント |
| (一社) 建築設備技術者協会 | 35単位 |

- (カ) 複数の証明団体で取得した証明書の合算は認めない。
- (キ) JVの代表者の監理技術者に対して評価を行う。
- (ク) 入札公告に基づき、複数名の技術者を配置予定技術者の候補として申請した場合は、配置予定技術者に係る加算点の合計点が最も低い者の点数を採用する。
- (ケ) 有効な単位は、CPD単位の最終取得日（以下、「基準日」という。）の1年前の日の翌日から基準日までの間に取得した単位とする。ただし、基準日が入札公告日の1年前の日以降であるものを有効とする。



(4) 技術力・品質の維持向上

ア 環境マネジメントシステム（様式6）

(7) 技術提案書の提出期日から契約工期の末日までの全体を通して登録が有効であることを評価するため、途中で未登録の期間が生じないよう適切に更新手続きを行うこと。

なお、当初の評価は技術提案書の提出期日における取得状況で行う。ただし、技術提案書の提出期日において更新手続き中である場合には、当該手続き中であることを証明する書類をもって登録が有効であると判断し評価を行う。

- (イ) 技術提案書を提出する支店等の事業所が登録対象となっている場合のみ評価を行う。
- (ウ) J Vの代表者の取得状況のみを評価する。

(5) 地域貢献

ア 防災協定（様式7）

(7) 技術提案書の提出期日における本市又は京都府との防災協定の締結状況を記載する。

- (イ) J Vの代表者及び構成員の締結状況を評価する。
- (ウ) 所属団体が本市又は京都府と防災協定を締結している場合には、所属団体名を記載する。
- (エ) 防災協定を締結していることを証明する書類（協定書の写し等）を提出する。
- (オ) 本市及び京都府と防災協定を締結している場合は、本市との締結状況のみ

加点を行う。

- (カ) やむを得ない理由を除き、本工事期間中に防災協定を解約する場合は、不履行とみなす。

イ 市内産木材利用の推進（様式 8）

本市では、「環境モデル都市・京都」として公共施設の木造化や木質化への取組を推進しているほか、「京都市木材地産表示制度」（通称「みやこ杣木」認証制度）を創設し、市内産木材の利用促進を図っている。

こうした状況を踏まえ、本工事において市内産木材を使用する量について評価を行う。

ウ 市内経済への貢献（様式 9）

様式 9 の記載内容に基づき、次の①及び②の合計値を加算点として評価する。
加算点＝①市内下請率による点数＋②市内企業の出資割合による点数

① 市内下請率による点数（最大 2.0 点）

本工事で予定する「市内下請率」が「基準提案率」以上の提案を評価対象とし、以下の計算式により算定する。

$$\text{点数} = \frac{\text{基礎点} + \text{変動点} \times (\text{提案値} - \text{最低値})}{\text{最高値} - \text{最低値}}$$

(小数点以下第 3 位切捨て)

- (ア) 「市内下請率」とは、当該工事の施工体制台帳に記載する一次下請業者と締結する契約金額の合計（以下、「一次下請契約総額」（税抜き）のうち、市内企業との一次下請契約総額（税抜き）が占める割合とする。なお、単価契約を締結する場合は、予定する合計契約金額とする。

$$\text{市内下請率} = \frac{\text{市内企業との一次下請契約総額}}{\text{一次下請契約総額}}$$

（市内下請率は少数表示（例：25%の場合は 0.25）とし、小数点以下第 3 位を切捨てとする。）

- (イ) 基準提案率 : 基準となる市内下請率を指す。
本工事の基準提案率は「0.20」とする。
- (ロ) 基礎点・変動点 : 本工事の基礎点 1.0 点、変動点 1.0 点
- (ハ) 提案値 : 当該参加者の提案した市内下請率
- (ニ) 最高値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も高い市内下請率
- (ホ) 最低値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で、最も低い市内下請率
- (ヘ) 基準提案率以上の提案者が 1 者のみの場合、又は基準提案率以上の提案を

行った全参加者の提案値が同一の場合は、以下の式により点数を算定します。

点数 = (提案値 ÷ 基準提案率) × 基礎点 (ただし、最大 2.0 点)

- (ク) 提案された市内下請率が基準提案率未満の場合の点数は 0 点とする。
- (ケ) 「市内企業」とは「京都市内に本店を有する業者（企業又は個人事業者）」とする。
- (コ) 市内下請率の計算式に含める下請契約とは、建設業法上、施工体制台帳を作成する義務がある企業との契約とし、元請業者が直接調達した資材等の金額及び警備会社との契約は含めないものとする。

② 市内企業の出資割合による点数（最大 1.0 点）

入札参加者における市内企業の出資割合を評価する。単独、JVいずれの場合も評価の対象とする。

単独で参加した場合は、市内企業を 100%、市外企業を 0%とする。

JVで参加した場合は、JV協定書に記載された市内企業の出資割合の合計値により評価を行う。その場合、出資割合を確認するためJV協定書の写しを提出すること。

3 技術提案書の訂正等

- (1) 技術提案書のうち事実の証明を必要とする資料について、誤記又は記載漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、不備のある原因が、本市が資料の記入方法に関する適切な説明を欠いたことによるものであると認められ、かつ、当該事実について本市が保有する資料により確認できるときは、本市が保有する資料により評価する場合がある。
- (2) 技術提案書に誤記又は記入漏れその他の不備があるため、適正に評価することができないと認められる場合において、この誤記又は記入漏れが、技術提案書から勘案することができる又はその他の方法により正しい記載内容が容易に推測できる程度に軽微なものである場合において、ヒアリング若しくは電話等による確認により正しい記載内容を確認したときは、本市において誤記の訂正又は記入漏れの補記を行ったうえで評価する場合がある。

4 技術提案書の欠格事項

提出された技術提案書を審査した結果、次の各号に掲げる欠格事項のいずれかに該当する場合は、本工事の競争入札参加資格を失うものとする。

- (1) 技術提案書の記載内容による施工では、確実な施工の確保ができないと判断できる場合
- (2) 技術提案書の記載内容が、他の技術提案書提出者の記載内容の全部又は相当の部分と同一であると判断できる場合（全部又は相当の部分に記載した全ての技術提案書提出者を対象とする。）
- (3) 技術提案書の内容が、法令若しくは契約の条件に違反する場合
- (4) 技術提案書に虚偽の記載があった場合
- (5) 入札公告に基づかない方法で提出されている場合
- (6) その他、総合評価落札方式評価委員会が不適切と認める場合

第4 技術提案書の評価等

1 基礎点

提出期日までに、誤記又は記載漏れその他の不備がない技術提案書を本市に提出したときは、基礎点として100点を与える。

(ただし、技術提案書の不備等の取扱いについては、「第3 技術提案書等について」の「3 技術提案書の訂正等」による。)

2 加算点

提出された技術提案書の内容に対する評価結果に基づき、評価項目ごとに定めた配点(以下「加算点」という。)を与えるものとする。配点については、「別紙2 技術提案書に関する評価基準と加算点の配点」によるものとする。

3 総合評価点の算出

総合評価点は、基礎点と加算点の合計(以下「技術評価点」という。)を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値とする(この計算結果の端数処理は行わない)。

なお、総合評価点は以下の算出方法に基づき算出した数値とする。

(総合評価点の算出方法)

$$\begin{aligned}\text{総合評価点} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \\ &= (\text{基礎点} + \text{加算点}) \div \text{入札価格}\end{aligned}$$

第5 その他

1 不履行の場合における措置

(1) 履行状況の確認と判定

技術提案書に記載した内容（以下「提案内容」という。）については、施工計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行すること。

施工計画書には履行確認の時期や確認方法等についても記載することとし、履行状況については適宜受発注者間で確認するものとする。ただし、提案内容のうち、本市が書面にて採用しない旨の通知を行った内容については、履行してはならない。

確認の結果、提案内容が履行されなかった（未達成の）場合には、次項の規定に従い、違約金の請求や工事成績評定での減点等を行う。

ただし、やむを得ない理由があるとして事前に本市の文書による承諾を得たときは、提案内容を履行せず、又は提案内容を変更して履行することができる。

なお、市内経済への貢献の項目については、最終の施工体制台帳等に基づき市内下請率（小数点以下第4位を切り捨て）の実績を算出し、履行結果を判定する。実績の割合が、当初提案した市内下請率（本項ただし書きにより市内下請率を変更した場合はその値（以下「変更値」という。））以上の場合に、履行したものとみなす。

(2) 技術提案書に記載した事項が達成できなかった場合

受注者は、本市から受注者に対し採用しない旨の通知を行った個別のものを除き、提案内容を誠実に履行しなければならない。

受注者が提案内容を履行しようとしないうち、又は提案内容と異なる内容を履行しようとするときは、本市は期限を定めて提案内容の履行を求める。

受注者が本市の定める期限までに履行しないとき、又は本市の文書による承諾を得ずに提案内容と異なる内容を履行したときには、違約金を請求する。

なお、市内経済への貢献（市内下請率）の項目については、実績の市内下請率（小数点以下第4位を切り捨て）が、提案値（変更値）の90%未満となった場合に、違約金を請求する。

違約金を請求する場合の額は、次式により算出する。

また、違約金の請求の有無にかかわらず、提案内容を履行しない又は本市の承諾を得ずに提案内容と異なる内容を履行した場合（市内下請率において実績が提案値（変更値）の90%以上の場合を含む。）には、工事成績評定において減点を行うとともに、内容によっては別途損害賠償請求を行うことがある。

特に、提案内容を履行する意思が受注者に認められないなど、悪質であると認められるときは、契約課と協議のうえ、工事請負契約を解除する等の措置をとる場合がある。

【違約金の計算方法】

$$\text{違約金} = A - A \times (B \div C)$$

- A : 最終設計変更後の請負代金額 (税込み)
- B : 実際に履行した内容に基づき算出した技術評価点
- C : 当初の提案内容に基づく技術評価点

技術評価点は基礎点+加算点

B÷Cに小数点以下第4位の端数があるときは、その端数を切捨て

違約金は、1円未満を切捨て

※「市内経済への貢献 (様式9: 市内下請率)」の項目の取扱いについて

- ・ 違約金を請求しない場合 (実績が提案値 (変更値) の90%以上の場合)
この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) の「①市内下請率」による点数については、減点を行わず、C (当初の提案内容) と同じ点数を採用する。
- ・ 違約金を請求する場合 (実績が提案値 (変更値) の90%未満の場合)
この計算におけるB (実際に履行した内容に基づく点数) のうち、「①市内下請率」による点数については基礎点を採用する。ただし、実績の市内下請率が「基準提案率」未満の値となった場合は、0点とする。

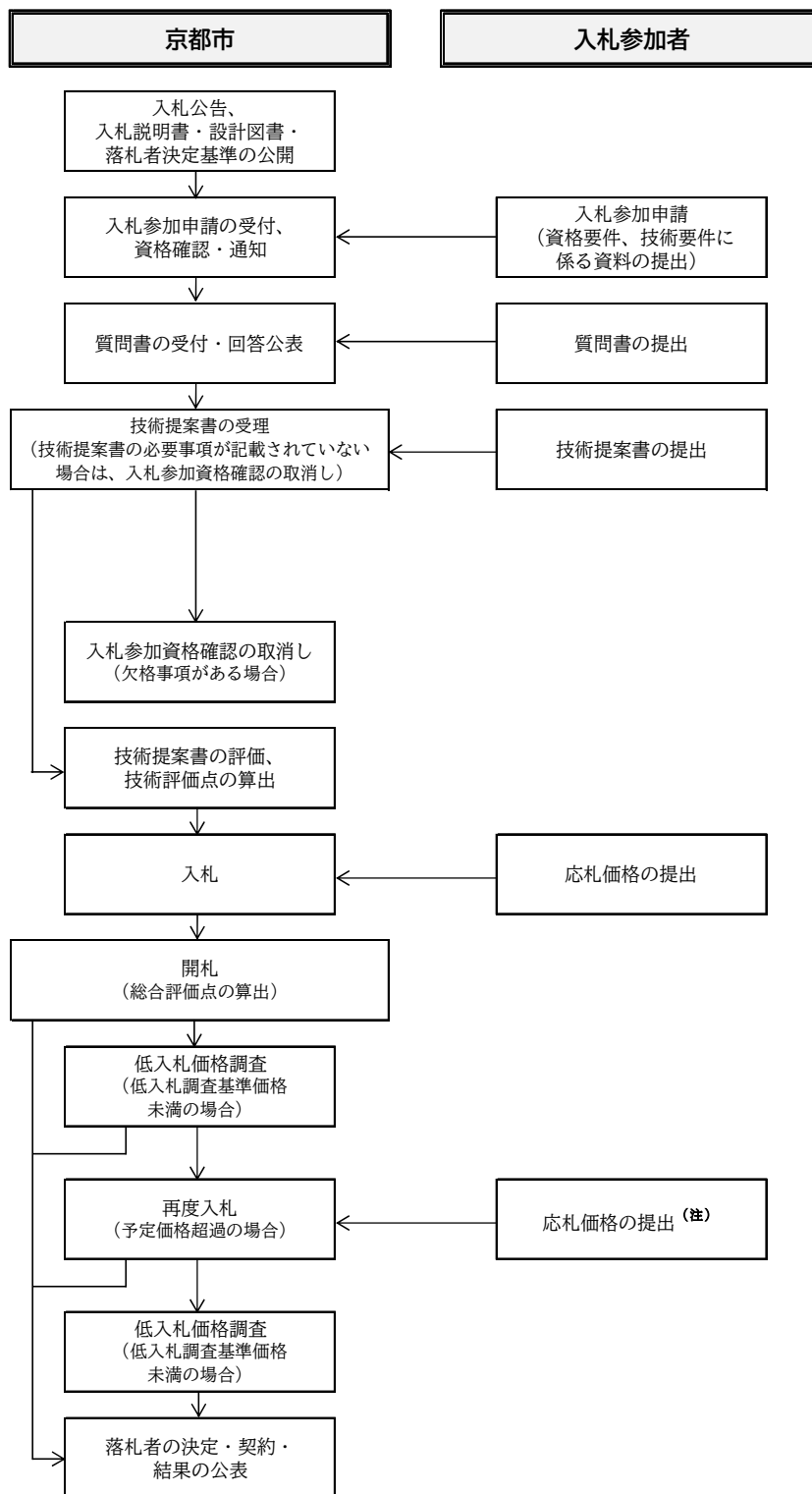
2 技術提案書による予定価格等の変更

技術提案書に記載された内容については、原則として、予定価格変更及び設計変更の対象としない。

3 仕様の変更

簡易型及び特別簡易型により総合評価を行う場合は、技術提案により仕様を変更することはできない。

落札者決定のフロー図



(注) 当初の入札において、入札に参加しなかった者、無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができない。

技術提案書に関する評価基準と加算点の配点

| 分類 | 評価項目 | 評価基準 | 得点化基準及び配点 | | | | |
|-------------|--------------------|---|------------------------------------|------------------|------------------|-------------|-----|
| | | | A評価 | B評価 | C評価 | D評価 | E評価 |
| 企業の施工能力 | 施工実績 | 平成23年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の同種又は類似工事の施工実績を評価する。 | 同種工事の実績あり | 類似工事の実績あり | 実績なし | | |
| | | | 2.0点 | 1.0点 | 0点 | | |
| 企業の施工能力 | 若手技術者の活用（若手技術者の配置） | 若手技術者（満40歳以下で、監理（主任）技術者及び現場代理人以外の担当技術者）の配置人数を評価する。 | 若手技術者を常時6名以上配置する | 若手技術者を常時4名以上配置する | 若手技術者を常時2名以上配置する | 若手技術者を配置しない | |
| | | | 1.5点 | 1.0点 | 0.5点 | 0点 | |
| 監理技術者の能力 | 施工実績 | 平成23年度から技術提案書の提出期日までに完成済みの工事（元請として契約した工事に限る。）で、かつ国又は地方公共団体（独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を含む。）発注の工事において、建設業法に規定する監理技術者として従事した同種又は類似工事の施工実績を評価する。 | 同種工事の実績あり | 類似工事の実績あり | 実績なし | | |
| | | | 2.0点 | 1.0点 | 0点 | | |
| 監理技術者の能力 | 技術者の継続教育（CPD） | 監理技術者の1年間の単位取得率を評価する。 【計算式】 (単位取得率) = (年間取得単位数) ÷ (年間推奨取得単位数) × 100 (%) | 100%以上 | 100%未満 50%以上 | 50%未満 | | |
| | | | 1.0点 | 0.5点 | 0点 | | |
| 技術力・品質の維持向上 | 環境マネジメントシステム | 技術提案書の提出期日から契約工期の末日（着工命令の日【令和8年8月初旬の予定】）から40か月以内）までの期間におけるISO14001又はKESの取得状況を評価する。 | ISO14001 又は KES-STEP2 を取得 | KES-STEP1 を取得 | 取得していない | | |
| | | | 1.0点 | 0.5点 | 0点 | | |

| | | | | | | | | |
|----------|-------------------------------------|---|--|--|-------------------------------|-------------------|--|--|
| 地域 貢献 | 防災協定 | 技術提案書の提出期日 における本市又は京都 府との防災協定につい て、入札参加者単独も しくは所属する団体の 締結状況を評価する。 本市及び京都府と締結 している場合は、本市 との締結状況のみ加 点を行うものとする。 | 代表者 | 本市と締結 している 0.6点 | 京都府と締 結している 0.3点 | 締結して いない 0点 | | |
| | | | 代表者以外の構成 員が1者の場合 | 本市と締結 している 0.4点 | 京都府と締 結している 0.2点 | 締結して いない 0点 | | |
| | | | 代表者以外の構成 員が2者の場合 構成員① | 本市と締結 している 0.2点 | 京都府と締 結している 0.1点 | 締結して いない 0点 | | |
| | | | 代表者以外の構成 員が2者の場合 構成員② | 本市と締結 している 0.2点 | 京都府と締 結している 0.1点 | 締結して いない 0点 | | |
| | | (小計) | 1.0点 | 0.5点 | 0点 | | | |
| | 市内産木 材利用の 推進 | 市内産木材の使用量について評価する。 | 2立方メー トル以上、 使用する。 1.0点 | 2立方メー トル未満 1立方メー トル以上、 使用する。 0.5点 | 1立方メー トル未満、 使用する。 0点 | | | |
| | 市内経済 への貢献 | ①市内下請率 ・本工事で予定する「市内下請率」が「基準提案率」以上の提案を評価対象とし、右記の計算式により算定する。 基準提案率：落札者決定基準において設定した基準となる市内下請率。 なお、本工事の基準提案率は、0.20とする。 | 次の式により、加算点を算出する。 a 提案された市内下請率が「基準提案率」以上の場合 加算点 = 基礎点 + 変動点 × (提案値 - 最低値) ÷ (最高値 - 最低値) b 提案された市内下請率が「基準提案率」未満の場合 加算点 = 0点 ・市内下請率 : 当該工事の施工体制台帳に記載される一次下請契約総額(税抜き)のうち、市内企業との一次下請契約総額(税抜き)が占める割合 ・基礎点、変動点 : 本工事の基礎点は1.0点、変動点は1.0点 ・提案値 : 当該入札参加者の提案した市内下請率 ・最高値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で最も高い市内下請率 ・最低値 : 基準提案率以上の提案を行った全入札参加者の中で最も低い市内下請率 0点 ~ 2.0点 | | | | | |
| | ②市内企業の出資割合 ・JV協定書に記載された市内企業の出資割合 | 70%以上 1.0点 | 70%未満 40%以上 0.7点 | 40%未満 30%以上 0.5点 | 30%未満 20%以上 0.3点 | 20%未満 0点 | | |

| | |
|-------|-------|
| 加算点合計 | 12.5点 |
|-------|-------|

注1) 技術提案書が所定の枚数を超えた場合、提出書類の様式が定められたものと異なる場合及び技術提案書の記載内容が本市の求めている内容と異なる場合は、当該評価項目の評価は最低評価とする。